

2024年4月30日

倫理委員会で承認された治療法

当院の倫理委員会にて、下記の治療法が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることはありません。この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

記

実施内容	疼痛指示で用いるペンタゾシン注の経静脈的点滴投与（点滴静注）
実施責任者	医療法人協仁会総院長一番ヶ瀬明
対象者	疼痛緩和目的に対し、医師がペンタゾシン注の点滴静注投与を必要と判断した患者
承認日	2024年4月15日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>ソセゴン®注射液 15mg（一般名：ペンタゾシン）は、本邦の添付文書では筋肉内または皮下に注射することとなっていますが、この場合、投与部位に強い痛みを伴う場合があります。本邦のガイドライン（例：麻酔薬および麻酔関連薬使用ガイドライン第3版日本麻酔科学会）等には静脈内注射の記載があり、実際に臨床現場でも処方されることがあります。</p> <p>一方、1971年の添付文書改訂時、副作用への懸念から「静脈内注射」が削除された経緯があることに鑑みて、当院では医師が必要と判断した場合にペンタゾシン注の点滴静注による使用を認めます。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>予測される副作用として、傾眠、悪心・嘔吐、痙攣、不安、呼吸抑制、興奮、アナフィラキシー症状、皮膚潮紅、悪寒などがあります。副作用が発現した際には投与を中止し、症状に応じて治療を行います。過量投与が疑われる場合は、速やかに投与を中止し、拮抗薬であるナロキソンを投与します。</p>
お問い合わせ先	医療法人協仁会本部 代表 072-823-1521

以上